**事務局** 松戸市小根本 57-4
TEL 047-363-0389
FAX 047-365-1370
**流山分室** 流山商工会議所内 1 階
TEL 04-7150-1116（FAX 共通）
**鎌ヶ谷分室**
鎌ヶ谷市道野辺本町 2-2-10
TEL 047-445-4485（FAX 共通）

公益社団法人　松戸青色申告会　会報

# 青色まつど

10 月・11 月・12 月号
http://www.matsudo-aoiro.or.jp/

令和 5 年 10 月 25 日
第 54 号
(公社)松戸青色申告会
会長　恩 田 忠 治
編集　広 報 委 員 会

## 記帳相談会のご案内

日頃より会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
今年も残すところ３ヶ月となり、決算の時期が近付いてまいりました。当会では９月より「中間決算相談会」を行っております。「確定申告期のご相談」については、完全予約制（1 枠４５分）とさせていただいております。スムーズに確定申告期を迎えていただけるように、帳簿と通帳などの数字をきちんと合わせておく必要があります。パソコン会計でも日頃の記帳が不十分な場合は１０万円控除となります。是非「中間決算相談会」へお越しいただきますようお願いいたします。

〈会員様のご相談スケジュール〉

| ご相談期間 | ご相談内容 | 例 |
|---|---|---|
| 令和５年 12 月 26 日(火)まで | 帳簿の記帳について | ○開業したてで色々聞きたい<br>○帳簿の記入の仕方がわからない等<br>○適格請求書発行業者の皆様 |
| 令和５年 12 月 26 日(火)まで | 会計ソフトの利用方法 | ○入力方法がわからない<br>○インストールの方法<br>○バックアップの方法等<br>○消費税課税事業者の皆様 |
| **令和５年 12 月 26 日(火)**まで | **減価償却関係**<br>（10 万円以上の資産を購入した方） | ○賃貸物件（アパート他）の購入<br>○事業用の車の買い替え等 |
| **令和６年１月 22 日(月)**まで | **源泉所得税関係**<br>（従業員、専従者の税金） | ○年末調整<br>○源泉徴収票・法定調書合計表の書き方等 |
| 令和６年１月 23 日(火)から<br>令和６年３月 14 日(木)まで | 確定申告（1 枠 45 分。予約は ３月８日(金)まで３月 10 日(日)より有料）<br>ご予約の際、予約番号をお渡ししますので、相談日にご持参ください | ○確定申告についてアドバイス<br>○決算書サポート<br>○申告書サポート等 |

※減価償却資産の追加・買い替え・訂正等は、ご相談にお時間がかかりますので、12 月 26 日(火)までにお越し下さい。

※会員の皆様が待ち時間なくスムーズに確定申告を終えることが出来ますよう、「中間決算相談会」にお越しいただき、確定申告のご準備をお願いいたします。また、３回目の申告相談及び３月 10 日以降の相談は有料となります。やむを得ず４回目以降の相談する場合は４月以降の期限後申告となります（有料）。

令和５年分の確定申告を e-Tax で出来る**最終予約日は３月８日（金）**です。早めのご予約をお願いいたします。また、ご家族の申告は４月以降にご予約をお願いいたします。なお、ご家族様の相談は１件 1,000 円となります。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 事務局からお知らせとお願い

◆ **消費税に関する届出はお済みですか？**

**令和３年分の課税売上高が 1,000 万円を超えた方、インボイス登録をされた方は、令和５年は消費税の申告が必要となります。**

消費税の計算方法には**「一般(本則)課税」と「簡易課税」**があります。どちらを選択するかで納付する消費税額に差が出る場合があります。令和６年に「簡易課税」を選択する場合には、**令和５年 12 月 31 日(日)までに**「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署へ提出しなければなりません。見込み納税額をご一緒に計算してみませんか？

令和３年分の決算書控、令和５年分のデータ又は帳簿をご持参のうえ **12 月 26 日(火)**までにご来館ください。また、インボイス登録申請をされた方は、帳簿のつけ方が変わりますので、必ずご来館ください。

※インボイス登録のご相談は終了しておりますが、まだお悩みの会員様のご相談は、11 月 30 日(木)が最終となります。

◆ **減価償却費計算書発送のご案内**

減価償却計算書(提出用・控用)の用紙を郵送します。お手元に届いた減価償却計算書を確認して、**必ず確定申告相談時**に、ご持参ください。また、時間の都合上、**確定申告相談時には減価償却費の計算は行えません。**令和５年中に 10 万円以上の事業用資産の購入、賃貸物件のリフォーム等がある方は見積書と詳細のわかるものをご持参のうえ、必ず**12 月 26 日(火)までに**、ご来館ください。

今年度より、確定申告相談時に減価償却計算書を忘れた場合印刷手数料 50 円をいただきます。

◆ **年末年始休暇のお知らせ**

12 月 29 日(金)～1 月４日(木)まで閉館となります。

◆ **鎌ヶ谷、流山分室開館時間変更のご案内**

12 月４日(月)～12 月 28 日(木)　午前９：00 ～ 午後５：00　月曜日～木曜日

１月５日(金)～ ３月 29 日(金)　午前９：00 ～ 午後５：00　月曜日～金曜日

◆ **土曜日　開館のご案内《完全予約制》**

〈相談会日程〉　11 月 11 日、18 日　12 月９日、16 日

〈開館時間〉　午前９時～正午１２時（相談時間は 60 分間です）

※　前日までに必ず予約をお願いいたします。前日までに予約がない場合は閉館させていただきます。

土曜日は予約多数でキャンセル待ちの方もいらっしゃるため、キャンセルする場合は、必ずお早めにご連絡ください。

**《年末調整指導会》**

専従者・従業員のいらっしゃる方へ

源泉所得税納付期限は

**令和６年１月 22 日(月)　です（納特である場合のみ）**

**《ご持参ください》**

①　令和４年分・令和５年分源泉徴収簿　②　領収済通知書(納付書)　③　令和５年１月～6 月分納付書控

④　従業員の控除証明書(生命保険控除証明書)等　⑥　事業主、従業員本人、扶養家族個人番号

※注意事項※

納付書の徴収税額が０円でも税務署へ提出が必要です。なお、マイナンバー制度の導入により個人情報保護の観点から給与支払報告書のお預かりをしておりません。事業主様ご自身で市役所、区役所などへご提出をして下さい。１月２３日以降は申告指導期間のため、給与源泉・年末調整の指導はできません。

源泉税・年末調整相談会指導料金（期限内に限る）

| | |
|---|---|
| 従業員(専従者含む)５名まで | 現状通り |
| 従業員(専従者含む)６名以上の場合１名につき | 1,000 円 |

# すべての事業者に関係！　電子帳簿保存制度

## Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A:　電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、３つの制度に区分されています。

**① 電子帳簿等保存【希望者のみ】**

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が５％軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

**② スキャナ保存【希望者のみ】**

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

**③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】**

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※　記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

## パソコン等で作成した帳簿・書類をデータで保存するためのルール

| 要件概要 | | | 帳簿 優良 | 帳簿 その他 | 書類 |
|---|---|---|---|---|---|
| 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | | | ○ | － | － |
| 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | | | ○ | － | － |
| 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること | | | ○ | － | － |
| システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること | | | ○ | ○ | ○ |
| 保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと | | | ○ | ○ | ○ |
| 検索要件 | ① | 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること | ○ | － | －※3 |
| | ② | 日付又は金額の範囲指定により検索できること | ○※1 | － | －※3 |
| | ③ | ２以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること | ○※1 | － | － |
| 税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと | | | －※1 | ○※2 | ○※3 |

※1　検索要件①～③について、ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。
※2　「優良」欄の要件を全て満たしているときは不要。
※3　取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、ダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

# 『青法税会』講演会開催のご案内

令和５年１１月８日（水）松戸商工会議所において、13 時 30 分から「法人会・税理士会松戸青色申告会」、三会合同で講演会を開催いたします。

東山税務署長

国枝　慎吾 氏

第一部　13 時 35 分～　松戸税務署長　東山　俊雄 氏 講演
演 題　「国税組織の人材教育」

第二部　14 時 40 分～　千葉県税理士会松戸支部 支部長 梅山 新平 氏による研修会
演 題　「AI（chatGPT）を利用した簡単な業務支援」

第三部　15 時 00 分～　国枝 慎吾 氏 講演
演 題　「挑戦し続ける心」

## ☆税に関する書道作品展☆

租税教育の一環として「税に関する書道作品展」を開催します。書道の指導をされている、阿部桂石先生に審査していただき、優秀作品 20 点を選出いたしました。
松戸市、流山市、鎌ヶ谷市の公立中学校のご協力で 111 点の書道作品の応募をいただきました。ご協力ありがとうございました。下記日程で各市の学校作品を市役所に展示いたします。

| 展示場所 | 展示期間 |
|---|---|
| 松戸市役所 | 11月13日(月)～11月17日(金) |
| 流山市役所 | 11月15日(水)～11月21日(火) |
| 鎌ヶ谷市役所 | 11月13日(月)～11月17日(金) |

書道作品審査の様子

阿部桂石先生・恩田会長・東山税務署長

中小企業のための
**自動車共済**

事故処理体制が充実！
しっかりガードして企業の明日を守る。

関東自動車共済協同組合千葉県支部
〒２６０－００１５
千葉市中央区富士見２－２２－２
千葉中央駅前ビル６階
電話　０４３－２２４－５２２２

《ペットの葬儀と供養・慰霊は》
**(有)松戸ペット霊園**

松戸市立病院より車で約１分
マミーマートの裏です
〒２７０－００２５
松戸市中和倉４５
電話　０４７－３４１－１２９４